

証券コード 4200
2022年6月10日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都江東区東陽二丁目4番38号
株式会社HCSホールディングス
代表取締役社長 加藤 俊彦

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区南砂二丁目1番12号
東陽町スクウェアビル 8階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 1. 第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hcs-hd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hcs-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応についてのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社では、本総会の開催および運営に関し、下記の対応をとらせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
 - ・本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
 - ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただきます場合がございます。
 - ・密閉空間での開催を避け換気を行うため、会場の窓を開放させていただきます。会場前の幹線道路を走行する自動車等の騒音が若干ございますがご容赦賜りますようお願い申し上げます。
- ※本総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合には、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.hcs-hd.co.jp/>）に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">日 時</p> <p style="text-align: center;">2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2022年6月27日（月曜日） 午後5時30分到着分まで</p>
---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1.	
2.	

投票日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により依然として厳しい状況が続く中、ワクチン接種率が高まり、海外経済の改善もあって、徐々にではありますが日本経済の持ち直しの動きが見られます。しかしながら、先行きにつきましては、変異株発生による感染再拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、供給面での制約や、原材料価格の高騰によるインフレが懸念される等、依然として不透明な経済状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、新型コロナウイルス感染予防・抑止のため事業継続と従業員の安全・安心確保を図るICTの活用や、企業の生産性向上を目的とした業務の自動化・省力化、事業変革推進に向けたクラウド（注1）移行等のデジタルトランスフォーメーション（DX）（注2）領域における戦略的IT投資需要は引き続き増加基調を維持しております。

このような状況下、当社グループにおきましては、情報サービス事業やERP事業における既存事業では安定的に収益を確保するとともに、クラウド案件やローコード開発（注3）案件、企業の事業部門向け案件、デジタルマーケティング支援案件等のDX領域の拡大に努めてまいりました。

当社グループは「中期経営計画 Jump! 2023」のもとに事業推進を図っており、その第1期目の結果として、当連結会計年度の売上高は4,779,289千円（前期比0.4%増）、営業利益は414,395千円（同13.4%増）、経常利益は471,791千円（同18.4%増）となりました。また、当社の持分法適用関連会社である株式会社ラバブルマーケティンググループが東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う第三者割当増資を行ったことにより持分変動利益52,218千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は347,739千円（同67.2%増）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(情報サービス事業)

電力案件の立ち上がり遅れ等により受注量が減少したものの、Salesforce案件や航空案件で高収益案件の受注は堅調に推移し、また、ローコード開発プラットフォーム「OutSystems」の導入・開発案件でも受注が進捗しました。以上の結果、売上高は2,774,971千円（同1.3%減）、セグメント利益は592,721千円（同6.6%増）となりました。

(E R P 事業)

流通小売業向け開発案件や前年度好調だったパートナー向け教育サービス等の受注規模が縮小しましたが、E R P 導入・開発支援案件やリモートによる R P S（リソースプランニングサポート）案件等で高収益案件を受注し、営業利益率の改善に貢献しました。以上の結果、売上高は1,224,398千円（同0.7%減）、セグメント利益は406,999千円（同26.4%増）となりました。

(デジタルマーケティング事業)

テレワーク等の在宅需要の増加を背景にデジタルマーケティング支援案件の受注が伸長しました。以上の結果、売上高は779,919千円（同9.2%増）、セグメント利益は115,697千円（同0.0%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第5期 (2021年3月期) (前連結会計年度)		第6期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
情報サービス事業	2,811,419千円	59.1%	2,774,971千円	58.1%	△36,448千円	△1.3%
E R P 事業	1,233,561	25.9	1,224,398	25.6	△9,162	△0.7
デジタルマーケティング事業	713,956	15.0	779,919	16.3	65,962	9.2
合計	4,758,937	100.0	4,779,289	100.0	20,351	0.4

※用語説明

(注1) クラウド

クラウドコンピューティングの略称です。ソフトウェア、データベース、サーバーおよびストレージ（データ記憶領域）等のコンピュータ資源を、インターネット等の通信ネットワーク経由で、必要に応じてサービスとして使う利用形態を指します。

(注2) デジタルトランスフォーメーション（DX）

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。企業活動においては、クラウド、人工知能、インターネット経由によるセンサー情報の遠隔検知等の新しい情報技術（デジタル技術と総称される）を駆使して、ビジネスモデル、製品・サービス、業務プロセス等を変革することを指します。

(注3) ローコード開発

手作業によるコードの記述を最小限に抑えることにより、アプリケーションを高速開発する手法です。画面部品やロジック（処理手続き）部品を組み合わせることによって、開発作業を自動化・省力化します。

- ② 設備投資の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当社は、2021年6月24日に東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場への上場に伴い、公募増資により596,160千円、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により118,072千円の資金調達をそれぞれ行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当社連結子会社である株式会社日比谷コンピュータシステム（以下「日比谷コンピュータシステム」）および株式会社アイシス（以下「アイシス」）は、2022年4月1日を効力発生日として、日比谷コンピュータシステムのSalesforce 事業をアイシスに承継させる吸収分割を行いました。
日比谷コンピュータシステムは2013年よりSalesforce事業を開始し、クラウドシステムへの取り組みに注力してまいりましたが、本事業を日比谷コンピュータシステムからアイシスへ承継させ、アイシス技術者のスキル転換等により事業体制の大幅な強化を図り、当社グループの更なる業容拡大を目指すことといたしました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2022年1月17日を効力発生日として、株式会社データミックスが実施した第三者割当によるA種優先株式11,363株を取得いたしました。

(2) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 3 期 (2019年3月期)	第 4 期 (2020年3月期)	第 5 期 (2021年3月期)	第 6 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	4,436,420	4,747,703	4,758,937	4,779,289
営 業 利 益(千円)	144,475	305,953	365,396	414,395
経 常 利 益(千円)	173,984	366,867	398,313	471,791
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	103,510	283,650	208,014	347,739
1株当たり当期純利益(円)	47.92	131.32	96.30	137.74
総 資 産(千円)	3,809,912	3,967,967	4,067,602	4,731,172
純 資 産(千円)	2,102,604	2,361,653	2,536,374	3,650,162

- (注) 1. 当社は、第5期（前連結会計年度）より連結計算書類を作成しております。また、第3期および第4期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき算定した各数値を参考までに記載しております。
2. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。当該株式分割が第3期（2019年3月期）の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 3 期 (2019年3月期)	第 4 期 (2020年3月期)	第 5 期 (2021年3月期)	第 6 期 (当事業年度) (2022年3月期)
営 業 収 益(千円)	592,187	678,940	776,206	767,052
営 業 利 益(千円)	73,672	61,343	192,929	120,356
経 常 利 益(千円)	82,235	74,745	204,582	114,517
当 期 純 利 益(千円)	72,863	66,585	90,244	89,239
1株当たり当期純利益 (円)	33.73	30.83	41.78	35.35
総 資 産(千円)	2,115,327	2,194,461	2,225,746	3,064,251
純 資 産(千円)	2,041,010	2,080,596	2,133,040	2,973,814

(注) 1. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。当該株式分割が第3期(2019年3月期)の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社日比谷コンピュータシステム	9,000万円	100.0	情報サービス事業
株式会社アイシス	9,997万円	100.0	情報サービス事業
株式会社日比谷リソースプランニング	4,000万円	100.0	E R P 事業
株式会社オートマティゴ	4,000万円	100.0	情報サービス事業
株式会社ビジー・ビー	5,000万円	80.0	デジタルマーケティング事業
HCS Vietnam Co.,Ltd.	13,751,450千ベトナムドン	96.3	E R P 事業

- (注) 1. 当社の連結子会社（孫会社）であるHCS Vietnam Co., Ltd. は、2021年9月30日開催の当社臨時取締役会において、解散および清算することを決議しており、現在、清算手続き中です。
2. 当事業年度における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社日比谷コンピューターシステム	東京都江東区東陽 二丁目4番38号	1,259,229千円	3,064,251千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項を重要課題と捉え、更なる企業価値の向上に努めるとともに、収益性の向上を図り、財務体質の強化に取り組んでまいります。

① 成長分野への展開

当社グループは、常にお客様に満足していただくサービスを提供していくために、技術革新のスピードに対応して新たな分野へ積極的にチャレンジし、更なる成長を目指してまいります。特に、国内のITサービス市場では、ITにおいては既存技術から先進的なデジタル技術へ、市場においては顧客の情報システム部門からビジネス部門へと成長の分野が変化しており、当社グループは従来分野の深化と成長分野の拡大を続けてまいります。

② グループ力の発揮

ITサービス業界がいわゆる「2025年の崖」（注4）の克服に向けた大きな変化の節目を迎えているなか、グループ各社がそれぞれの強みを発揮するとともに機動力を持って相互補完をすることによって、既存ビジネスの再構築とデジタルトランスフォーメーションを担う新規ビジネスの拡大を同時に推進し、持続的な成長の実現と安定した収益の確保に努めるとともに、税務上の繰越欠損金が存在する一部の子会社の業績改善を図ってまいります。

③ 有力ベンダーとの関係強化

成長著しいデジタル技術の分野では、海外の先進技術や製品を有するベンダーとパートナーを組み、サービスの開発や販売で連携することが重要であると認識しております。当社グループでは、各分野で協業いただけるベンダーとのリレーションシップ強化に努め、差別化を図ってまいります。

④ プロフェッショナル人材の育成・確保

当社グループでは、デジタル技術や顧客ビジネスへの提案力獲得のために、既存人材のシフト、中途採用の強化、資格取得の推進、有力なサービスプロバイダーとの連携を図ってまいります。

また、あわせて社員の働き方改革を積極的に推進し、労働環境の改善とやりがいの持てる職場風土の醸成によって、社員の満足度向上やワークライフバランスの推進に努めてまいります。

※用語説明

(注4) 2025年の崖

経済産業省が2018年9月に発表した「DXレポート～ITシステム『2025年の崖』克服とDXの本格的な展開～」の中で指摘された「複雑化・老朽化・ブラックボックス化した既存システムが残存した場合に想定される国際競争への遅れや我が国の経済の停滞」を指す言葉です。日本企業がこの「2025年の崖」を乗り越えるために必要だと提唱されているのがデジタルトランスフォーメーションです。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社6社(注)および関連会社1社により構成されており、情報サービス事業、ERP事業、デジタルマーケティング事業を主たる業務としております。

純粋持株会社である当社は、グループ経営戦略の策定、コーポレート・ガバナンスの構築、経営資源のグループ内最適配分等を行っております。当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

(注) 当社の連結子会社(孫会社)であるHCS Vietnam Co., Ltd. は、2021年9月30日開催の当社臨時取締役会において、解散および清算することを決議しており、現在、清算手続き中です。

① 情報サービス事業

a. システムインテグレーションサービス

製造、運輸、公共、金融等の幅広い分野において、大手エンドユーザ系情報子会社や大手システムインテグレータ等の開発案件に主に2次請けとして参画しており、常駐型を中心に、主に業務ソフトウェアの設計・開発・保守および運用サービスを提供しております。

当社グループでは、設備投資規模が大きい電力・航空・鉄鋼業のエンドユーザ系情報子会社を主要顧客としており、長年に亘る顧客企業との信頼構築や、これまでの経験で築き上げてきた業務知識を基に、継続的な取引をしております。

また、クラウドサービスを利用したシステム開発支援として、Salesforce導入支援・開発サービスを提供しております。

当該サービスに携わる主な会社…(株)日比谷コンピュータシステム、(株)アイシス

b. マスターファイルソリューションサービス

全国住所マスターである国土行政区画コードマスターおよび関連製品・サービス等を提供しております。当社グループの住所マスターは、日本国内の各地区に9または12桁のコード（住所コード）を割り当て、各住所コードに地名や番地情報を付与したデータ集であります。当社は収集した住所変更情報を、該当する住所コードに付与された地名や番地に反映し、地名や番地を最新化した住所マスターを毎月お届けしております。

住所は市町村の統廃合や区画整理等によって同じ場所でも地名や番地が変わりますが、自社の顧客管理システムに住所マスターを導入し、各顧客に該当する住所コードを割り当てておけば、以降は当社グループから届けられる最新の住所マスターに入れ替えるだけで、顧客住所の地名や番地を常に最新にメンテナンスしておくことができます。

当該サービスに携わる主な関係会社…(株)オートマティゴ

c. プラットフォームソリューションサービス

人手不足対策（ソフトウェア開発自動化）や環境問題（CO2排出量算定、輸送コスト削減）に資するソリューション等を提供しております。

ソフトウェア開発自動化では、米OutSystems社が提供するローコード開発プラットフォームであるOutSystemsの導入支援・開発サービスを提供しております。CO2排出量算定では、GHGプロトコル（注5）に則り、CO2排出量の可視化および算定を支援しております。輸送コスト削減については、米Infor社が提供するグローバルサプライチェーンプラットフォームであるInfor Nexusの導入支援サービスを提供しております。

当該サービスに携わる主な関係会社…(株)オートマティゴ

② E R P 事業

a. SAP導入支援・開発サービス

SAPジャパン株式会社よりサービスパートナー認定を取得しております。大手コンサルティングファームや大手システムインテグレータ等からのSAP導入・保守案件に、主に2次請けとして参画しており、常駐型を中心に、独SAP社のERP（注6）ソフトウェア（SAP ERP、S/4 HANA等）導入支援、カスタマイズ、アドオン開発（注7）、保守および運用サービスを提供しております。

当該サービスに携わる主な関係会社…(株)日比谷リソースプランニング

b. リソースプランニングサポートサービス（RPSサービス）

SAPシステムおよび運用管理ツール等の保守・運用およびヘルプデスク業務について、当社グループのサポートセンター（RPSセンター）からリモートによる支援サービスを提供しております。お客様はシステム運用のために個別に技術者を抱えることなく、適宜必要なだけのリソースのみを利用する事でコストダウンを図ることができます。また、当社グループのパートナー企業やSAP導入を検討するユーザー企業向けに、プログラミングに関する実践的なアドバイスや、Q&Aのサポート等、教育に関する支援サービスを提供しております。

当該サービスに携わる主な関係会社…(株)日比谷リソースプランニング

③ デジタルマーケティング事業

a. マーケティングソリューションサービス

インターネット広告に関する広告プラン策定および広告運用（主にGoogle、Twitter等へのディスプレイ広告掲載）等のサービスを提供しております。

当社グループが提供するサービスでは、お客様から提示される広告の目的と予算に対して、広告プラン（広告効果の高いターゲット層の選定等）を策定し、広告配信の仕組みを持つ広告プラットフォームを通じて、各広告媒体（ニュースサイト等）に広告を配信しております。また当サービスでは、データドリブンマーケティング（注8）を導入し、データ分析に基づいたPDCAサイクル（Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善))を繰り返すことにより、広告効果の向上を図っております。

なお、当社グループは、インターネット広告に関する広告プラン策定および広告運用を主な業務範囲としておりますが、広告効果の分析や広告配信の指定は、広告プラットフォーム

を通じて行なっております。従いまして、当社グループが個別の閲覧履歴データを取得することはなく、個人を特定する情報を得ることもございません。

当該サービスに携わる主な関係会社…(株)ビジー・ビー

b. パッケージソリューションサービス

点検・検査報告書作成アプリケーションである「点検エース」の開発・販売をしております。本製品は紙の報告書をタブレットPCに置き換えるために開発されたソフトウェアであり、紙媒体の利用が多かった検査報告書の作成業務を電子化することで、作業の効率化を実現する製品であります。また、本製品はExcelアドインソフト（注9）であるため、Excelで作成された報告書フォーマットをそのまま利用することが可能であります。その他、本製品から取得したデータを統合・可視化することで、今まで見えなかった気づきの発見によるお客様ビジネスの改善等に活用することができます。

当該サービスに携わる主な関係会社…(株)ビジー・ビー

※用語説明

(注5) GHGプロトコル

温室効果ガス（Greenhouse Gas：GHG）の排出量を算定・報告する際の国際的な基準です。GHGプロトコルイニシアチブという国際機関から公表され、現在、温室効果ガス排出量の算定と報告の世界共通基準となっています。

(注6) ERP

「Enterprise Resource Planning」の略であり、企業全体を経営資源の有効活用の観点から企業全体を統合的に管理し、経営の効率化や全体最適化を図る手法です。これを実現するため、調達・購買、製造・生産、物流・在庫管理、販売・受発注管理、人事・給与、財務・会計等の業務データを相互に参照・連携できるように各業務機能を統合したソフトウェアがERPソフトウェアです。

(注7) アドオン開発

ソフトウェアの機能を拡張するための開発のことを指します。

(注8) データドリブンマーケティング

マーケティングにおける意思決定や戦略の立案、実行、振り返り等をデータに基づき行うマーケティング手法です。本手法を導入することにより、属人的な判断ではなく客観的なデータに基づき、関係者の共通認識として明確に判断できるようになることが大きなメリットです。

(注9) Excelアドインソフト

ExcelとはMicrosoft社が提供する表計算ソフトであります。また、アドインとは一般的に『プログラムに拡張した機能を追加装備させる』という意味のことを指します。したがって、ExcelアドインソフトとはExcelに追加装備するソフトウェアのことを指します。

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都江東区
-----	--------

② 子会社

株式会社日比谷コンピュータシステム	東京都江東区
株式会社オートマティゴ	東京都江東区
株式会社アイシス	東京都江東区
株式会社日比谷リソースプランニング	東京都江東区
株式会社ビジー・ビー	東京都港区
HCS Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム国ハノイ市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業	286 (38) 名	20名減 (1名増)
ERP事業	84 (10)	4名増 (増減なし)
デジタルマーケティング事業	10 (0)	4名増 (増減なし)
全社 (共通)	37 (2)	5名増 (増減なし)
合計	417 (50)	7名減 (1名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は当社に從属している従業員です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37 (2) 名	5名増 (増減なし)	50.8歳	4.0年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	259,272千円
株式会社三菱UFJ銀行	41,364
株式会社りそな銀行	10,000
株式会社三井住友銀行	10,000
みずほ信託銀行株式会社	4,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年6月24日付で、当社株式は東京証券取引所JASDAQ (スタンダード) 市場に上場いたしました。なお、2022年4月4日付の東京証券取引所における市場区分再編に伴い、現在はスタンダード市場に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 2,691,700 株
- ③ 株主数 2,190 名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本ユニシス株式会社	372,000 株	13.82 %
宮本 公	308,400 株	11.45 %
株式会社東陽建物	202,800 株	7.53 %
HCSホールディングス従業員持株会	151,600 株	5.63 %
AGキャピタル株式会社	120,000 株	4.45 %
株式会社きんでん	120,000 株	4.45 %
堀 江 豊	74,000 株	2.74 %
株式会社みずほ銀行	50,400 株	1.87 %
株式会社三菱UFJ銀行	50,400 株	1.87 %
PCIホールディングス株式会社	46,400 株	1.72 %

- (注) 1. 当社は、自己株式を所有しておりません。
2. 2021年7月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出に関連して行う第三者割当により、発行済株式の総数は71,300株増加しております。
3. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は100,400株増加しております。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年7月1日 (注) 1
新 株 予 約 権 の 数		582個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 232,800株 (新株予約権 1個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個当たり 325,200円 (1株当たり 813円)
権 利 行 使 期 間		2018年3月31日から 2026年3月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 316個 目的となる株式数 126,400株 保有者数 7名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 2名

(注) 1. 2016年7月1日を効力発生日とする株式移転により当社の子会社となった株式会社日比谷コンピュータシステムが発行していた同社第1回新株予約権および第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき2016年7月1日に交付したものであります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」と

いう。)に限り、新株予約権の相続を認めるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できないものとする。

(3) 発行要項に定める権利行使期間の開始日あるいはHCSホールディングス株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

3. 2019年7月1日付で普通株式1株を4株に株式分割いたしました。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	宮 本 公	会社業務の総覧
代 表 取 締 役 社 長	加 藤 俊 彦	経営全般
専 務 取 締 役	竹 村 正 宏	管理本部長 (株)日比谷コンピュータシステム取締役 (株)アイシス取締役 (株)オートマティゴ取締役 (株)ビジー・ビー取締役
取 締 役	長 嶋 博	(株)アイシス代表取締役社長
取 締 役	畠 山 幸 雄	(株)日比谷コンピュータシステム代表取締役社長
取 締 役	古 池 信 男	(株)日比谷リソースプランニング代表取締役社長
取 締 役	天 野 進	(株)オートマティゴ代表取締役社長
取 締 役	渡 邊 裕 之	(株)日比谷コンピュータシステム取締役
取 締 役	川 尻 恵 理 子	ギグワークスアドバリュー(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	大 久 保 利 幸	(株)日比谷コンピュータシステム監査役 (株)日比谷リソースプランニング監査役
監 査 役	吉 村 潤 一	吉村公認会計士事務所代表 ひので監査法人代表社員
監 査 役	大 竹 義 紀	大竹税務会計事務所所長 (株)TM Consulting代表取締役

- (注) 1. 取締役渡邊裕之氏および取締役川尻恵理子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉村潤一氏および監査役大竹義紀氏は、社外監査役であります。
3. 取締役渡邊裕之氏は、IT業界でのシステム開発・金融・営業本部長としての経験とフェローとしての幅広い経験と見識を有しております。
4. 取締役川尻恵理子氏は、裁判所判事および弁護士との豊富な経歴を有しており、法律の専門家として法令、コンプライアンスに関して相当程度の知見を有しております。
5. 監査役吉村潤一氏および監査役大竹義紀氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為である場合および既に発生している損害賠償請求または事由の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月7日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の業績、役員個々の功績および経済情勢等を総合的に勘案し、公正かつ客観的に判断した上で、取締役については取締役会、監査役については監査役会で決定する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、賞与とし、業務執行取締役に対する業績向上のための短期的なインセンティブとして変動報酬とする。賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高める

ための短期的なインセンティブとして、連結決算の営業成績および会社業績への貢献度等の定性的な要素を考慮して決定し、業務執行取締役に対して支給する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

採用していない。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別報酬割合は、内規に定める月額報酬額算定基準および賞与の算定方式に基づいて取締役会で協議し、種類別の構成割合を決定する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬は金銭とし、固定報酬は在任中に毎月定期的に支払う。また、賞与は毎年、一定の時期に支給する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当なし。

g. 報酬等の内容の決定方法

個人別の報酬等の額について、取締役については内規に基づいて取締役会で協議し決定する。監査役については監査役会で決定する。

h. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当なし。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	109,765千円 (7,200)	100,529千円 (7,200)	9,235千円 (-)	-	9名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,386 (6,360)	13,386 (6,360)	-	-	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	123,151 (13,560)	113,915 (13,560)	9,235 (-)	-	12 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬における営業成績は、各連結会計年度の連結売上高および連結営業利益（業績連動報酬控除前）を指標としております。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬に係る指標に適していると判断したからであります。また、業績連動報酬の額は、連結売上高および連結営業利益の計画値に対する達成率に

応じて業績連動係数を定め、各取締役の月額報酬に当該業績連動係数を乗じて得られる額を基準に算定しております。

業績連動報酬の算定に用いた営業成績に関する指標は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 計画値	当連結会計年度 実績値	計画値比	(前連結会 計年度比)
連結売上高	5,054百万円	4,779百万円	5.4%減	0.4%増
連結営業利益	368百万円	414百万円	12.5%増	13.4%増

3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち、社外取締役年額10,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給分とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第1回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役川尻恵理子氏は、ギグワークスアドバリュー株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉村潤一氏は、吉村公認会計士事務所代表および、ひので監査法人代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大竹義紀氏は、大竹税務会計事務所所長および、株式会社TM Consultingの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	渡 邊 裕 之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。渡邊裕之氏は、IT業界でのシステム開発・営業本部長としての経験とフェローとしての幅広い経験と見識を活かして当社の経営全般に対する意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	川 尻 恵 理 子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。川尻恵理子氏は、裁判所判事および弁護士としての豊富な経歴を有しており、法律の専門家として法令、コンプライアンスに関して相当程度の知見を有しており、客観的かつ中立の立場で意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	吉 村 潤 一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	大 竹 義 紀	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査法人が当社グループの業務内容に対応して効率的かつ効果的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていることを条件に、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および見積もりの算出根拠などについて、当社グループの事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- ⑥ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (イ)取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - (ロ)取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - (ハ)取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 - (ニ)取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと監査を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (イ)取締役および使用人の職務執行に係る情報については文書管理規程、個人情報保護規程、およびインサイダー取引防止管理規程等の社内規程に従って、適切に作成、保存または廃棄される。
 - (ロ)保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
 - (ハ)取締役および監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ)リスク・コンプライアンス規程を適切に運用し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - (ロ)役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - (ハ)取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ)会社の意思決定方法については、取締役会規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
- (ロ)職務執行に関する権限および責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
- (ハ)これらの業務運営状況について、内部監査室による監査を実施しその状況を把握し、改善を図る。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (イ)リスク・コンプライアンス規程を適切に運用し、リスク管理とコンプライアンスを重視した社内風土を構築して、社内の課題、問題点を迅速に適確に把握できる体制をつくる。
- (ロ)使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (ハ)法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入確保するため内部通報制度（ヘルプライン制度）の積極的利用を推進する。
- (ニ)法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従い、事案の内容によっては外部専門家と協力しながら適切な対応をするよう努める。
- (ホ)使用人の法令・定款違反等の行為については、就業規則において懲罰を制定し適正な処分を行う。
- ⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社グループは、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ)子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
- (ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク・コンプライアンス規程を適確に運用し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - ・役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - ・取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。

(ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・会社の意思決定方法については、グループ各社が取締役会規程において明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行う。
- ・職務執行に関する権限および責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
- ・これらの業務運営状況について、当社内部監査室による内部監査を実施し、その状況をグループ各社と共有し、グループ各社と協力して改善のための検証を行う。

(ニ)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・企業行動規範を制定してこれを適用する。
- ・子会社における内部統制システムの整備に関する指導および支援を行う。
- ・当社監査役において子会社の監査役と意見交換を行い、連携する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務諸表の作成に必要な組織の構築および人材の確保・配置を行うとともに、信頼性のある財務報告のため、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。また、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的に行い、業務改善を継続的に行う。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数および求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。

⑩ 使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ)補助使用人は監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。

(ロ)補助使用人の任命、異動、人事評価および懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

⑪ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

⑫ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役および監査役会に報告する。

- ⑬ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの職務を行うべき者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- (イ)子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。
- (ロ)当社の子会社担当部署は、子会社の取締役または使用人から法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- ⑭ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ)監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- (ロ)監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して取締役にその理由の開示を求めることができる。
- ⑮ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑯ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ)監査役は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (ロ)取締役および使用人は、監査役職務の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (ハ)監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、企業行動指針およびリスク・コンプライアンス規程を定め、すべての役職員が法令および定款に則って行動するよう周知・徹底しております。また、リスク管理およびコンプライアンスに関する体制を全体に統括する組織として、社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令義務違反が発生した場合または発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益配分につきましては、当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針として定めております。

また、当社は、毎年9月30日を基準日とした中間配当と毎年3月31日を基準日とした期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,508,864	流 動 負 債	1,009,485
現金及び預金	1,733,531	買掛金	202,456
売掛金	681,140	短期借入金	250,000
仕掛品	9,566	1年内返済予定の長期借入金	48,004
貯蔵品	14,076	未払法人税等	110,063
その他	71,801	賞与引当金	122,492
貸倒引当金	△1,252	役員賞与引当金	31,294
		その他	245,173
固 定 資 産	2,222,308	固 定 負 債	71,524
有 形 固 定 資 産	1,642,042	長期借入金	26,632
建物	670,333	関係会社清算損失引当金	1,710
土地	938,379	その他	43,182
その他	33,329	負 債 合 計	1,081,009
無 形 固 定 資 産	306,200	(純 資 産 の 部)	
のれん	188,416	株 主 資 本	3,605,365
その他	117,783	資本金	189,849
投 資 そ の 他 の 資 産	274,065	資本剰余金	2,537,427
投資有価証券	182,814	利益剰余金	878,089
繰延税金資産	89,604	その他の包括利益累計額	△2,704
その他	1,646	為替換算調整勘定	△2,704
資 産 合 計	4,731,172	非 支 配 株 主 持 分	47,501
		純 資 産 合 計	3,650,162
		負 債 純 資 産 合 計	4,731,172

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,779,289
売上原価	3,093,217
売上総利益	1,686,072
販売費及び一般管理費	1,271,676
営業利益	414,395
営業外収益	
受取利息	15
持分法による投資利益	19,955
不動産賃貸収入	85,385
助成金の収入	14,107
その他	5,949
合計	125,413
営業外費用	
支払利息	5,572
不動産賃貸原価	48,641
上場関連費用	10,951
その他	2,852
合計	68,017
経常利益	471,791
特別利益	
投資有価証券売却益	2
持分変動利益	52,218
特別損失	
関係会社清算損失引当金繰入額	2,700
税金等調整前当期純利益	521,312
法人税、住民税及び事業税	170,160
法人税等調整額	△11,992
当期純利益	363,144
非支配株主に帰属する当期純利益	15,405
親会社株主に帰属する当期純利益	347,739

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,127,088	流 動 負 債	90,437
現金及び預金	564,589	未払金	34,577
営業未収金	62,016	未払費用	9,122
貯蔵品	13,972	未払法人税等	11,062
前払費用	19,452	未払消費税等	8,264
関係会社短期貸付金	460,000	預り金	3,321
その他	7,057	賞与引当金	13,146
固 定 資 産	1,937,163	役員賞与引当金	9,235
有形固定資産	13,851	その他	1,706
建物	2,224	負 債 合 計	90,437
工具、器具及び備品	11,627	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	18,375	株 主 資 本	2,973,814
ソフトウェア	18,375	資 本 金	189,849
投資その他の資産	1,904,936	資 本 剰 余 金	2,538,429
投資有価証券	51,497	資本準備金	144,849
関係会社株式	1,844,287	その他資本剰余金	2,393,580
繰延税金資産	9,151	利 益 剰 余 金	245,536
資 産 合 計	3,064,251	その他利益剰余金	245,536
		繰越利益剰余金	245,536
		純 資 産 合 計	2,973,814
		負 債 純 資 産 合 計	3,064,251

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	767,052
営 業 費 用	646,695
営 業 利 益	120,356
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,940
資 産 利 用 料	7,051
そ の 他	289
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	13
固 定 資 産 除 却 損	4,540
上 場 関 連 費 用	10,951
そ の 他	614
経 常 利 益	114,517
税 引 前 当 期 純 利 益	114,517
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	24,742
法 人 税 等 調 整 額	535
当 期 純 利 益	89,239

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社HCSホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩田	亘人
指定社員 業務執行社員	公認会計士	河合	秀敏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社HCSホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社HCSホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社HCSホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩田	亘人
指定社員 業務執行社員	公認会計士	河合	秀敏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社HCSホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を【監査に関する品質管理基準】（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認め

- られません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社HCSホールディングス	監査役会
常勤監査役	大久保 利幸 ㊟
社外監査役	吉 村 潤一 ㊟
社外監査役	大 竹 義紀 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第6期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は60,563,250円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3.補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では2023年3月1日以降に開催される株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。なお、本件は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、毎事業年度の末日までに、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただく必要がございます（2023年6月に開催される第7回定時株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、2023年3月31日までにお手続きが必要になります）。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行まで、お問い合わせください。

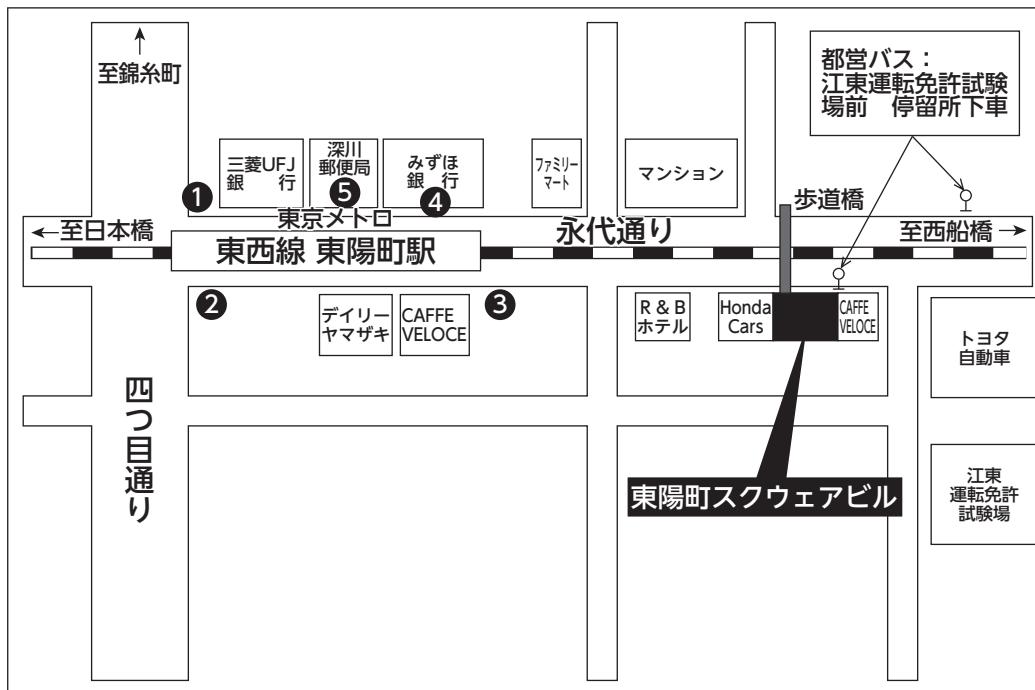
第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役7名に対し、当期の業績を勘案して、総額9,235千円の取締役賞与を支給することとし、その具体的支払方法等は取締役会に一任願いたいと存じます。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告第23頁から24頁に記載の通りであります。本議案は当該方針に沿うものであることから相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区南砂二丁目1番12号
東陽町スクウェアビル 8階
TEL 03-5690-2201



交通 地下鉄東西線 東陽町駅 ③出口より 徒歩約3分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。